

## 函館市開発審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この規程は、函館市開発審査会条例（平成12年函館市条例第55号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、函館市開発審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 条例第8条の規定による審査会の庶務を行うために、審査会の事務局を都市建設部都市整備課に置く。

2 事務局に事務局長および書記若干名を置き、事務局長は、都市整備課長をもって充てる。

3 事務局は、会長の命を受け、その事務を処理する。

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、その者が委員として有する任期と同一とする。

2 会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集および会議)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合に審査会を招集するものとする。この場合において、第1号の場合にあつては原則として年4回（1月、4月、7月および10月）、第2号または第3号の場合にあつては随時に審査会を招集するものとする。

(1) 市長から都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号または都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ホの規定により市長から議案が付議されたとき。

(2) 法第50条第1項の規定による審査請求があつたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めたとき。

2 審査会の会議を招集する場合は、会議の日時、場所または開催方法ならびに議案等を、あらかじめ委員に通知するものとする。

3 委員は、審査会に出席できない場合においては、あらかじめ、会長

にその旨を通知しなければならない。

- 4 審査会の会議は法により審査会の権限に属された事項に係る議事（法第50条第3項の規定による口頭審理を除く。）の審査に限り、オンラインでの開催とすることができる。

（議案）

第5条 審査会の議案に係る資料の説明および応答は事務局が行う。

- 2 前条第1項第1号の議案が議決したときは、会長は速やかに市長に通知するものとする。

（報告事項）

第6条 法第34条第14号および令第36条第1項第3号ホに関する申請において、函館市開発審査会付議基準2に関するものは、特例的にあらかじめ審査会の議を経たものとして許可処分を行い、後日審査会にその旨を報告するものとする。

（議事録）

第7条 会長は、審査会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所または開催方法
  - (2) 出席した委員の氏名
  - (3) 議事の経過
  - (4) 議決事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、会長の指名した2名以上の委員が署名しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年12月8日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、第6条に規定する函館市開発審査会付議基準が定められるまでの間は、同条の「函館市開発審査会付議基準3」とあるのは「北海道開発審査会付議基準3」の適用があるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。